

## ■山口県議会議員一般選挙

○投票日時 4月9日(日) 7:00～20:00

[平郡地区は8日(土) 7:00～18:00]

## ■衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙

○投票日時 4月23日(日) 7:00～20:00

[平郡地区は22日(土) 7:00～18:00]

山口県議会議員一般選挙は、3月31日告示され、4月9日(平郡地区は4月8日)に市内27か所で投票が行われます。

また、衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙は、4月11日告示され、4月23日(平郡地区は4月22日)に市内27か所で投票が行われます。

投票日には棄権することなく、必ず投票に行きましょう。

●問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎@2111 内線 260,261



### ■投票できる人

#### ◆山口県議会議員一般選挙

平成17年4月10日までに生まれた人で、令和4年12月30日までに柳井市に住民登録し、引き続き柳井市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人

#### ◆衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙

平成17年4月24日までに生まれた人で、令和5年1月10日までに柳井市に住民登録し、引き続き柳井市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人



### ■転入した人

山口県議会議員一般選挙については令和4年12月31日以降に、衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙については令和5年1月11日以降に柳井市に転入の届出をした人(県内の他市町の選挙人名簿に登録されている人)は、転入前の市町での投票となります。

ただし、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求すれば、柳井市で不在者投票をすることができます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会に問い合わせてください。

### ■転出した人

山口県議会議員一般選挙について、本市の選挙人名簿に登録されており、県内の市町に転出し、転出先の名簿に登録されていない人で、投票日までに4カ月が経過しない人は、転出前の柳井市内の投票所で投票できます。

この場合、いずれかの市町長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示するか、柳井市の選挙管理委員会による確認を受ける必要があります。

### ■市内で転居した人

#### ◆山口県議会議員一般選挙

3月13日までに市内転居の手続を済ませた人は新しい住所地の投票所で投票してください。3月14日

以降に手続をした人は転居前の住所地の投票所での投票となります。

#### ◆衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙

3月22日までに市内転居の手続を済ませた人は新しい住所地の投票所で投票してください。3月23日以降に手続をした人は転居前の住所地の投票所での投票となります。

### ■投票所入場券

山口県議会議員一般選挙については3月31日頃、衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙については4月11日頃、投票所入場券(はがき形式)を郵送予定です(無投票になった場合は郵送しません)。投票所入場券が届いたら、投票所を確認してください。なお、同じ家族の人でも別の日に入場券が届くことがあります。

入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、投票所でその旨を申し出て選挙人名簿に登録されていれば投票できます。詳しくは市選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

## ■選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見等を記載した選挙公報を各投票日の2日前までに自治会を通じて配布し、市選挙管理委員会事務局や各出張所および連絡所にも備え付けます。

## ■期日前投票・不在者投票等

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの人は、期日前投票ができます。

期日前投票する場合、投票日当日に投票所に行けない旨の宣誓書の提出が必要です。入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に事前に記入して持参すると、受付が早く済みます。



## ■各期日前投票所の投票期間

### ◆山口県議会議員一般選挙

#### ○市役所本庁

▼期間 4月1日(土)～8日(土)  
／8:30～20:00

※平郡地区の人は4月7日(金)まで

▼対象 市内全域の有権者

#### ○大島出張所

▼期間 4月5日(水)～8日(土)  
／8:30～20:00

▼対象 大島地区に住所のある人

#### ○大島以外の出張所・連絡所

▼期間 4月5日(水)～7日(金)  
／8:30～17:15

▼対象 各地区管内に住所のある人

### ◆衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙

#### ○市役所本庁

▼期間 4月12日(水)～22日(土)  
／8:30～20:00

※平郡地区の人は4月21日(金)まで

▼対象 市内全域の有権者

#### ○大島出張所

▼期間 4月19日(水)～22日(土)  
／8:30～20:00

▼対象 大島地区に住所のある人

#### ○大島以外の出張所・連絡所

▼期間 4月19日(水)～21日(金)  
／8:30～17:15

▼対象 各地区管内に住所のある人

## ■滞在地の不在者投票

柳井市に住所を有し居住している人で選挙期間中に業務などやむを得ない用務のため市外に滞在する人は、所定の手続きにより郵送された投票用紙を持参の上、滞在地の選挙管理委員会での投票することができます。

なお、手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

## ■郵便等による在宅投票

身体に重度の障がい(部位により1～3級程度)のある人で身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人や、要介護区分5の介護保険被保険者証を持っている人は、市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けることで郵便等での投票ができます。

なお、手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

## ■特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で、「自宅療養」または「宿泊療養」している人は、所定の手続きにより郵便等による不在者投票をすることができます。

なお、手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

## ■代理投票や点字投票

身体が不自由で候補者の名前を書くことができない人は、投票所の受付にその旨を申し出てください。係員が代筆します。目の不自由な人のために「点字器」も用意していますので、必要な人は申し出てください。

## ■開票

### ○日時

#### ◆山口県議会議員一般選挙

4月9日(日)／21:00～(予定)

#### ◆衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙

4月23日(日)／21:00～(予定)

○場所 柳井小学校体育館

○その他 開票状況の速報は開票会場に掲示します。また、市ホー

ムページ(☎ <https://www.city-yanai.jp>)でもご覧いただけます。

## ■投票事務に伴い

大島公民館と大島図書館を  
臨時休館します

○休館日 4月9日(日)、23日(日)

## ●問い合わせ

大島公民館 ☎④5 2226

## ■新型コロナウイルス感染症 対策とお願い

### ■投票所での対策

▼出入口にアルコール消毒液を設置

▼鉛筆や記載台などの定期的な消毒

▼定期的な換気

▼咳エチケット・手洗い等の徹底

## ■ご協力をお願いします

### ○投票する皆さんへ

出入口でのアルコール消毒、咳エチケットを心がけ、帰宅後は手洗い・うがいを徹底しましょう。



### ○開票を参観する皆さんへ

出入口でのアルコール消毒、咳エチケットを心がけ、帰宅後は手洗い・うがいを徹底しましょう。

また、参観中はほかの参観人と十分な距離をとってください。参観人数が多い場合は、入場を制限する場合があります。

## ■投票所の混雑の目安

### ○期日前投票所

投票日の前々日・前日に混み合います。早めの期日前投票をお勧めします。

### ○当日投票所

投票日当日は午前中に混み合います。午後からの投票をお勧めします。

# 市政だより



日日時 場場所 内内容 対対象 定定員  
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

掲載された行事等は新型コロナウイルス感染症の状況により日程・内容などが変更される可能性があります。事前に主催者等によく確認しましょう。また手指の消毒や検温など感染症対策へのご協力をお願いします。

## 3月31日(金)で期限切れとなる福祉医療費受給者証を持っている人は

### ■乳幼児用、小学生用、中学生用を持っている人

3月下旬に新しい受給者証を送付します。7月31日までの受給者証を持っている人は、継続して使うことができます。

### ■高校生等用またはひとり親家庭用を持っている場合で卒業などにより対象外となる人

4月以降速やかに破棄してください。

問 こどもサポート課  
☎ 2111 内線 187



## 障害者タクシー福祉乗車割引証の受付を開始します

対 次のいずれかを所持する市民で適用除外要件にあたらぬ人

- ▼身体障害者手帳1～3級
- ▼療育手帳
- ▼精神障害者保健福祉手帳

○適用除外要件 障がい者本人または生計を同一にする介護者が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合

内 利用1回につき基本料金相当額

を助成。基本料金を超えた金額は自己負担。

### ○発行枚数

- ▼年間利用上限は48枚(1冊)
- ▼人工透析をしている人は96枚(2冊)

持 いずれかの手帳

申 市社会福祉課、各出張所・連絡所  
※郵送による申請を希望する人は市社会福祉課に連絡してください。

○申請開始日 3月27日(月)

問 市社会福祉課

☎ 2111 内線 191,192

## 就学援助費の申請受付

小・中学校で必要な教育費の一部を支給する制度です(継続の場合も申請が必要です)。

対 市内在住の小・中学生で経済的理由により就学困難と認められる人(所得制限あり)

○申請期間 4月10日(月)～28日(金) / 市役所執務時間内

○申請場所 学校教育課

持 同一世帯全員の令和4年分の所得が分かる資料(源泉徴収票、確定申告の写しなど)、保護者の通帳

問 学校教育課

☎ 2111 内線 322

## 交通事故情報

	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
2月発生状況	9	0	10
累計	令和5年 16	1	17
前年対比	+11	+1	+11

令和5年2月28日現在

## 固定資産課税台帳の閲覧、記載事項の証明

対 土地・家屋の所有者(納税義務者) / 納税管理人 / 所有者から委任を受けた人(要委任状) / 借地人・借家人など(使用、収益の対象となる部分に限る)

日 4月3日(月)以降の執務時間内

場 税務課、各出張所・連絡所

内 ▼土地 / 地番・所有者・地目・地積・評価額・課税標準額・税額

▼家屋 / 地番・家屋番号・所有者・床面積・評価額・課税標準額・税額

料 1名義につき200円

※閲覧のみ4月3日(月)～5月31日(水)は無料

持 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

▼同一世帯員以外の場合、委任状と手続きをする人の本人確認ができるもの

▼納税義務者の相続人の場合、本人確認ができるものと続柄を確認できるもの(戸籍など)

▼法人の場合、手続きをする人の本人確認ができるものと社印または法人による委任状

▼借地人・借家人等は、契約書などの権利関係を示す書類

問 税務課

☎ 2111 内線 135,136

## 土地・家屋評価額等の縦覧 (無料)

土地や家屋の評価額を確認できます  
(償却資産は縦覧対象外)。

●**対** 納税義務者、代理人など

●**日** 4月3日(月)～5月31日(水)の執務時間内

●**場** 税務課

●**内** ▼土地/地番・地目・地積・評価額

▼家屋/地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額

※所有者の住所・氏名・課税標準額・税額などは掲載なし

●**持** 納税通知書や本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

▼納税義務者以外の場合、委任状と手続きをする人の本人確認ができるもの

▼納税義務者の相続人の場合、本人確認ができるものと続柄を確認できるもの(戸籍など)

▼法人の場合、縦覧する人の本人確認ができるものと社印または法人による委任状

●**問** 税務課

☎②2111 内線 135,136

## 固定資産評価審査委員会への 審査申出

固定資産評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

○**申請期間** 固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日以後3ヵ月まで

●**場** 市固定資産評価審査委員会事務局(総務課内)

●**問** 総務課 ☎②2111 内線 431

## 3月のくらしの護身術 ～消費生活センターからのお知らせ～



## 防犯対策に！通話録音装置を貸出中！

消費生活センターでは、不審な電話や問題のあるセールス電話の予防のために「通話録音装置」を貸し出しています。

貸出期間は3ヵ月間で、おおむね65歳以上の世帯に貸し出しを行っています。利用した人からは「不審な電話がかなり減った」「かかってこなくなった」などの報告が入っています。

利用を希望する人は消費生活センターまで連絡してください。

### ●問い合わせ

柳井地区広域消費生活センター  
(商工観光課内)  
☎②2125



▲LINE



▲メール

## 公共下水道を使える区域が 広がります

3月31日(金)から以下の区域で下水道処理を開始します。

▼**柳井地区**/白濁西下の一部、西後地の一部、南町一丁目の一部、南町三丁目の一部、南町七丁目の一部、中央三丁目の一部

▼**新庄地区**/下大祖北の一部

### ■図面などの縦覧

●**日** 3月10日(金)～23日(木)の市役所執務時間内

●**場** 下水道課

### ■水洗化をお願いします

▼下水道法では、下水道が使用できるようになった区域は速やかに排水設備を設置するよう定めており、トイレは3年以内に水洗化する必要があります。

▼河川などの水質保全を図り、衛生的な生活を確保するために、下水処理区域内の建物はできるだけ早く下水道に接続するようお願いします。

▼排水設備工事を行う場合は「下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。

### ■公共下水道・農業集落排水の使用について

▼使用開始・中止・使用水の変更は届出が必要です。

▼井戸の水量は使用人数により計算します(6月末の住民票世帯人数により算出し、7月から1年間適用)。

※期間途中で使用人数に変更があった場合は下記届出窓口に届け出てください(翌月分から変更)。

### ○届出窓口

市上下水道料金お客様センター

☎②2111 内線 642～644

●**問** 下水道課

☎②2111

内線 291～293



お知らせ

市民相談

講座・教室

催し

募集

## 学生納付特例の申請手続きをお忘れなく

◆令和5年度受付は4月3日(日)から  
学生納付特例は国民年金保険料の支払いが困難な学生のために保険料の支払いを猶予する制度です。本人の所得が一定以下であれば家族の所得は問いません。

■令和4年度に承認を受けた人  
引き続き同一の学校に在学予定の人は、3月末～4月に日本年金機構から郵送される申請書類(ハガキ)に必要な事項を記入して返送してください。学生証の写しや在学証明は不要です。申請しない場合は、6月下旬に令和5年度分の納付書が郵送されます。

■令和5年度からはじめて申請をする人  
市民生活課(国民年金)の窓口で手続きをしてください。大学院への進学、編入など在学校に変更があった人も新しく申請が必要です。

### ○手続きに必要なもの

- ①年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード
- ②学生証の写し(両面)または4月1日以降発行の在学証明書

### ■学校を卒業した人

学生納付特例の承認を受けた期間は将来受け取る年金額に反映されません。年金額を増やしたい場合は、追納制度(10年以内に保険料をさかのぼって納める)について相談してください。また卒業後も保険料の支払いが困難な場合は、免除・猶予制度を利用してください。

### 問 岩国年金事務所

☎0827 ㉔2222

市民生活課 ☎㉔2111 内線 169

## 一時的に多量発生するごみの処理

引越しなどで家庭から一時的に多量に出る不用品の処理はリユース業者へ相談してください。一般廃棄物は自分でごみ処理施設などへ搬入するか、次の許可業者へ収集運搬を依頼してください(市内の一般廃棄物の収集運搬を委託するときは次の許可業者に限られます)。

### ■一般廃棄物収集運搬業許可業者

▼(有)柳井コレクトサービス  
南浜4丁目1-23 / ☎㉔9430

▼(株)星野商店  
新庄1087-34 / ☎㉔2371

▼(有)松原商店  
新市沖5-14 / ☎㉔4139

▼(株)齊藤商事(金属類のみ)  
伊保庄1451-2 / ☎㉔0080

▼(株)タイナカ運送(紙くず、ダンボールのみ)  
南浜4丁目2-1 / ☎㉔0001

▼(株)YBB(清掃受託分のみ)  
新市南3-1 / ☎㉔6838

※粗大ごみの戸別収集は市でも予約を受け付けています。

### 問 市民生活課

☎㉔2111 内線 166

## 可燃ごみの定期収集を民間委託します

4月から家庭から出る可燃ごみなどの定期収集は民間業者が行います(市内一部地域では令和2年4月から民間業者による収集を開始)。



### ○委託する定期収集区分

「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「ビン(色別)・乾電池」、「カン・金属類(大島地区のみ)」

### ○可燃ごみの定期収集業者

▼4月から収集を開始する業者  
(株)大島技研、トキワ産業(有)、(株)柳井環境メンテック

▼令和2年4月から収集を行っている業者  
(有)松原商店、(有)柳井コレクトサービス

※収集車両の両側に「柳井市一般廃棄物収集車」の表示あり。

※平郡地区は平郡衛生推進協議会が収集。

◆ごみは指定日当日の朝8:30までに各地区のごみステーションに出してください。ごみ出しが間に合わない場合、再度の収集はできません。

### 問 市民生活課

☎㉔2111 内線 166

## 先生として働くことに興味のある人へ

### ■教員免許の有効期限がなくなりました

法改正により令和4年7月から教員免許更新制が解消され、更新講習を受ける必要がなくなりました。



過去に取得した免許状は失効していない限り、手続きなしに有効期限のないものとなり、それをもとに教員として勤務することができます。

また、免許状を失効した人も条件を満たし再授与の手続きを行うと再び免許状を取得できます。

問 詳しくは問い合わせてください。

県教職員課

☎083-933-4550



## 市民相談

弁護士による福祉無料法律相談  
／高齢者・障がい者優先  
(要予約・市民対象)

- 日 4月19日(水) 13:30～16:00  
場 市総合福祉センター2階会議室  
内 遺産分割、債務不存在確認、成年後見申立などの初期相談  
定 5人(先着順)  
○相談時間 30分以内  
申問 市社会福祉協議会 ☎②3800

岩国年金事務所による  
年金相談(要予約)

- 日 4月13日(木)、27日(木)／  
10:00～12:00、13:00～16:00  
場 市役所3階大会議室  
申問 5月11日(木)、25日(木)の年金相談の予約は4月3日(月)から受け付けます(先着順)。定員になり次第締め切るため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。  
岩国年金事務所お客様相談室  
☎0827④2222

## 行政相談

- 日 4月12日(水) 13:30～16:00  
／受付 15:30まで  
場 ふれあいタウン大畠  
内 行政相談委員による行政への苦情や要望の相談  
問 大畠出張所 ☎⑤2211

## 行政・市民相談

- 日 4月12日(水) 13:30～16:00  
／受付 15:30まで  
場 市役所3階大会議室  
内 行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給額の変更

全国消費者物価指数の公表により、4月分からの各手当の支給額を以下のとおり変更します。

- 問い合わせ ①②／子どもサポート課 ☎②2111内線188  
③④／市社会福祉課 ☎②2111内線192

区分		令和4年度(月額)	令和5年度(月額)	
①児童扶養手当	児童1人	全部支給	43,070円	44,140円
		一部支給	43,060～10,160円	44,130～10,410円
	第2子加算額	全部支給	10,170円	10,420円
		一部支給	10,160～5,090円	10,410～5,210円
	第3子以降加算額	全部支給	6,100円	6,250円
		一部支給	6,090～3,050円	6,240～3,130円
②特別児童扶養手当	1級	52,400円	53,700円	
	2級	34,900円	35,760円	
③特別障害者手当		27,300円	27,980円	
④障害児福祉手当		14,850円	15,220円	

市民相談：行政書士会岩国支部  
柳井地区会員による官公署手続、書類作成等の相談

- 問 市民生活課 ☎②2111内線161

弁護士による無料法律相談  
(要予約・市民対象)

- 日 4月12日(水) 9:30～12:00  
場 市役所3階大会議室  
定 8人(定員になり次第締切)  
申問 4月3日(月) 8:30から電話で受け付けます(先着順)。  
市民生活課 ☎②2111内線161

身体障害者定期・巡回相談  
(無料・要申込)

- 日 5月12日(金) 13:30～15:30  
※日程変更の可能性あり。  
場 周東総合病院1階救急外来  
対 県内在住の補装具費支給申請者、

申請予定者など

- 内 補装具の装着・適合判定等、身体障がいに関する医学的相談、リハビリ等に関する相談など  
○実施機関

山口県身体障害者更生相談所

- 申込期限 4月28日(金)

- 申問 市社会福祉課  
☎②2111内線191

## 催し

やない西蔵  
ギャラリー展示情報(入場無料)

開館 9:00～17:00 / (水)休館

## ■第20回 字遊の会 書展

日 3月24日(金)～4月2日(日)

## ■天真書法塾 時藤稔明 書の歩み

日 4月6日(木)～23日(日)

- 問 やない西蔵 ☎③2490

**おはなしの会(無料・申込不要)****■柳井図書館(小学生以下向け)**

日 3月25日(土) 10:30～11:30

場 柳井図書館 2階視聴覚室

内 絵本の読み聞かせ「できるかな?」、「ぼんたのじどうはんばいき」ほか

○出演 図書館でボランティア活動をする会

問 柳井図書館 ☎② 0628

**■大畠図書館(幼児・児童向け)**

日 4月1日(土) 13:30～15:00

場 大畠公民館 2階和室

(ふれあいタウン大畠内)

内 腹話術「もんちゃん」、絵本の読み語り、紙しばい、簡単な工作

○出演 読み語りボランティア「たまたまばこ」

問 大畠図書館 ☎④ 2226

**募集****柳井市地域公共交通会議委員**

○応募資格 令和5年5月1日現在18歳以上で、平日の日中に開催予定の会議(年2回程度)に出席できる柳井市民(国・地方公共団体の議員、公務員を除く)。

○募集人員 2人(うち1人は女性優先。応募者多数の場合書類選考)

○任期 5月1日～令和7年4月30日

○報酬 日額4,800円

○応募方法 氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、応募動機(400字程度)を明記し提出してください(様式自由)。窓口、郵送、FAX、Eメールにより受け付けます。

○応募期限 4月10日(月)(必着)

申問 〒742-8714 (住所記載不要)

商工観光課 ☎② 2111内線 363

FAX ③ 7474

✉ shokokanko@city-yanai.jp

**山口県食の安心モニター**

○応募資格

満18歳以上の県内在住者

○任期 委嘱日～令和6年3月31日

※5月下旬に山口県庁で委嘱式を実施予定

○活動内容

▼日常の買い物を通じた食品表示

などのモニタリング

▼不適正な食品取扱などの通報

▼研修会などへの参加

▼活動状況の定期報告・県への提言

▼食の安心・安全に関する相談などの県窓口への取次など

○応募方法 市商工観光課備付の申込書を記入し同課に提出またはやまぐち電子申請サービスから応募



○応募期限 4月6日(木)(必着)

○その他 選考の上、5月上旬に本人に通知予定

問 県生活衛生課

☎ 083-933-2974

FAX 083-933-3079

**第23回キラリンピック・全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会参加者**

○種目/日時/場所

▼アーチェリー/5月7日(日)10:00～/維新百年記念公園弓道場

▼ボッチャ/5月7日(日)10:00～/山口県身体障害者福祉センター

▼陸上競技/5月14日(日)10:30～/維新みらいふスタジアム

▼フライングディスク/5月21日(日)10:10～/山口きらら博記念公園やまぐち富士商ドーム

▼卓球/5月28日(日)10:00～/維新大晃アリーナレクチャールーム

▼サウンドテーブルテニス/5月28日(日)10:00～/山口県身体障害者福祉センター

▼ボウリング/5月28日(日)10:45～/ボウリング王国スポーツ小郡店

▼水泳/6月3日(土)11:30～/山口きらら博記念公園水泳プール(25mプール)

○対象 4月1日現在、13歳以上で県内に居住する身体・知的・精神の障がいをもつ人(競技に支障のある疾患を有しない人に限る)

○その他 卓球・サウンドテーブルテニス・ボウリングは派遣選手選考会でのみの開催。

○申込期限 3月20日(月)

申問 市社会福祉課

☎② 2111内線 191

**試験****令和5年度前期****危険物取扱者試験(甲・乙・丙種)**

○試験日 6月17日(土)、18日(日)

○試験会場 県内各市(柳井市は6月17日(土))

○受験資格 甲種以外は不問

○願書受付期間

▼書面申請(願書は最寄りの消防機関):4月7日(金)～20日(木)

▼電子申請:4月4日(火)～17日(月)

○その他 乙種第4類を対象とした試験準備講習会を開催。

申問 詳しくは問い合わせください。

周東地区危険物安全協会

☎② 3025

**自衛官****■一般曹候補生**

○応募資格 18歳以上33歳未満(32歳の人は採用予定月の末日現在で33歳に達していない人)

○申込期限 5月9日(火)

○一次試験日 5月19日(金)～28日(日)

**■一般幹部候補生**

○応募資格

▼大卒程度試験 22歳以上26歳未満(20歳以上22歳未満は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満)

▼院卒者試験 20歳以上28歳未満(修士課程修了者等(見込含))

○申込期限 ▼1回目:4月14日(金)/▼2回目:6月16日(金)

○一次試験日

▼1回目:4月22日(土)、23日(日)

▼2回目:6月24日(土)

**■技術海曹・技術空曹**

○応募資格 20歳以上で国家免許資格取得者等

○申込期限 5月19日(金)

○試験日 6月16日(金)

**■医科・歯科幹部**

○応募資格

医師・歯科医師の免許取得者

○申込期限 6月8日(木)

○試験期日 6月23日(金)

問 自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所 ☎② 8199